

広島県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木岡産婦人科・きおか皮膚科クリニック	呉市焼山中央二丁目五番七号クリニックモールリフレ二階	平成二十三年四月三〇日
田阪歯科医院 大長診療所	呉市豊町大長四八八一番地一	平成二十三年四月三〇日
サンフラワー薬局	呉市広古新開二丁目三番二号	平成二十三年五月三一日
いなほ薬局	尾道市古浜町一四七七番地一〇	平成二十三年四月三〇日
ひので薬局尾道店	尾道市古浜町七番六九号	平成二十三年四月二八日
ひので薬局病院前店	尾道市古浜町六番一五号	平成二十三年三月三一日
佐々田薬局	府中市府中町一三番四号	平成二十三年三月三一日
東城もみじ薬局	庄原市東城町東城字上町三六二番地二	平成二十三年五月一日
いまじようクリニック	東広島市西条大坪町九番五一号	平成二十三年四月三〇日
穂山歯科医院	東広島市高屋町小谷三五一八番地三	平成二十三年四月三〇日
おおさき小児クリニック	廿日市市阿品三丁目一番六号	平成二十三年五月三一日
森川薬局対巖山店	廿日市市対巖山二丁目一五番六号	平成二十三年四月三〇日
森川薬局支店	廿日市市宮島口一丁目一二番二号	平成二十三年四月三〇日
ふじとう歯科	安芸高田市甲田町高田原一六〇番地七	平成二十三年四月三〇日
みはら内科クリニック	安芸郡府中町大通二丁目八番二一 大興クリニックビル二階	平成二十三年四月三〇日

広島県看護協会訪問看護 ステーション「そよかぜ」	呉市広本町一丁目七番四〇号	平成二十二年二月六日
黒瀬町訪問看護ステーション もみじ園	東広島市黒瀬町乃美尾五五番地一	平成一七年三月三十一日